

令和7年度 いじめ防止基本方針

雲南市立加茂中学校

I 基本的な考え方

(1) いじめの対応に関する基本方針

- ① 「全教職員で生徒を指導する、成長を支える」という基本方針のもと、いじめの早期発見・早期対応のための指導体制を確立する。
- ② 全教育活動を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を生徒一人一人に徹底することにより、「いじめを許さない学級・学校づくり」を進める。
- ③ 地域に貢献し感謝される体験を通して、地域の一員としての自覚を高める。また、お互いの良さや頑張りを認め合える生徒会活動や学年・学級活動、学校行事を通して、自己有用感と人間関係力を育む。
- ④ 日頃から教育委員会との連携を密にすることはもとより、学校におけるいじめへの対処方針や指導等について、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。必要に応じ、小学校・高校との連絡、教育センター・児童相談所・警察等の地域の関係機関との連携協力を進める。

(2) いじめの判断（定義）

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法では次のように定めている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめに当たるかどうかの判断はこの定義を踏まえた上で、表面的・形式的に行うことなく、けんかやふざけ合いでも、いじめを受けたり被害を受けたりした生徒の立場に立って行うこととする。

2 組織の設置

「いじめは見えにくいもの」であることを意識し、一人で対応することがないように、情報を組織で共有し、組織で対応する。いじめの未然防止、早期発見・早期対応を行うため、以下の組織を設置して対策を推進する。

- ① 職員会議
 - ・緊急性がある場合等に、全職員で情報共有を行い、対応を協議する。
- ② いじめ対策委員会
 - ・いじめ防止に対応し、迅速かつ実効的な解決を図るために対応方針と具体的な方策を協議する。
 - ・校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、養護教諭、担任、SC、SSWで構成する。
- ③ 生徒指導部会（隔週で開催）
 - ・校長、教頭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当で構成する。
 - ・いじめ、不登校、その他生徒指導上の問題の情報共有をおこない、指導・支援の方向性や対応を協議する。協議内容については、職員への周知を行う。
- ④ 学年会
 - ・学年で発生した生徒指導上の問題の情報共有と対応を協議する。
 - ・学年主任、学年部教員で構成する。

3 いじめ防止等のための対応

(1) 未然防止の取組(積極的な生徒指導)

- ① 関わり合いをとおして、互いを認め合う活動を行っていく。
 - ・ 自他のよさを認めたり表現したりする活動を行う。
 - ・ 異年齢集団との交流(関わり)から、お互いが学び合う活動を行う。
- ※ 「かもとくタイム」などの互いを認め合う活動を全校体制で行うことでの、生徒一人一人が安心して生活できる空間をつくる。
- ② 学校「夢」プランにおける全校奉仕活動等の体験活動を通して、奉仕活動の意義や地域社会の一員であることを自覚させるとともに、自己有用感を育てる。さらに、あいさつも「地域貢献」であることを繰り返し生徒に説明し理解させる。
- ③ よりよい人間関係づくり、集団づくりのため、構成的グループエンカウンターやロールプレイ等を各学級で実施するとともに、縦割り集団を意図的に取り入れた学校行事や体験活動、清掃活動を開催する。
- ④ 授業や部活動、学校行事など、学校生活の様々な場面で、友達のがんばりを認める取組を工夫し、自己有用感を高める。
- ⑤ 特に配慮を要する生徒に対しては、担任や学年部あるいは教科指導担当者などが中心となって、日頃からの声かけや目配り等を行い、当該生徒の様子や状態を確認しながら、その情報を全体で共有する。
- ⑥ 生徒会活動として、集会の実施も含め、「いじめ問題の解決」を積極的に取り上げ、「いじめのない学校づくり」のための方策を考えさせ、実行させる。

(2) 早期発見・早期対応の取組

- ① いじめの対応や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、定期的に職員会議で研修・協議し、職員間の共通理解を図る。いじめの疑いが生じた場合、直ちにいじめ対策委員会において対応、方針を協議し、校長のリーダーシップのもと、時間を置かず組織的に解決に当たる。
- ② いじめと思われる行為を行う生徒を発見した場合は、その場で直ちに指導を行うとともに、一人で抱え込まず、情報を共有して組織的に対応する。また、必要な場合は警察等との連携も含め、毅然とした対応を行う。また、被害を受けている生徒に対しては、学校が徹底して守り通すという姿勢を、様々な指導場面で日頃から示すようとする。
- ③ ①②に係る情報については、職員会議等において全教職員で共通理解を図る。
- ④ いじめの早期発見のため、日頃から生徒との好ましい人間関係を醸成することはもちろんのこと、教師の観察や生活ノート「山びこ」等を通して、生徒が発するサインを見逃さないよう努めるとともに、毎月1回の「心の安全点検」や学期に1回教育相談を実施し、生徒の悩みを積極的に受け止める。
- ⑤ 担任による教育相談以外に、スクールカウンセラーや養護教諭等を構成メンバーとして、校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止める教育相談体制を整備し、保護者や生徒に周知する。また、教育センターといじめ110番、児童相談所等学校以外の相談窓口についても、周知を徹底する。
- ⑥ アンケートQ-Uの2回実施(6月・11月)と結果分析及び対応の協議(8月)
- ⑦ 特に配慮を要する生徒に対しては、日頃からの声かけをとおして丁寧に気持ちを聴く。
- ⑧ 他校生徒との交友関係の深い生徒がいる場合には、普段から該当校(管理職同士あるいは生徒指導担当者同士)と連絡をとりあい、情報交換(共有)を心掛ける。

4 いじめへの対処

(1) いじめに対する措置

① いじめられた生徒への対応

- ・ 校長の指示を受け、生徒指導主事を中心としたいじめ対策委員会において、対応と対策を協議し、早急な解決に向かう。
- ・ 人権に配慮しながら事実関係を確認し、情報を整理する。教育委員会に報告する。
- ・ 保護者に対して事実の説明をするとともに、被害生徒の支援について説明し、家庭における支援にあたる。
- ・ 被害生徒を支援するために、全教職員で情報を共有し、全職員で解決に向けた支援を行う。
- ・ 養護教諭、スクールカウンセラーと連携してメンタルヘルスケアを行い、自信や自己有用感をもたせる場を工夫・設定する。
- ・ やむを得ず欠席することになった場合には、学習の保障や心のケアに配慮するため、生徒支援担当者を中心とした支援体制を組む。
- ・ 継続した家庭訪問を行い、生徒が安心感を抱くよう支援する。

② いじめた生徒への対応

- ・ 事実確認をした後、いじめは許さないという毅然とした指導、継続的な指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない心構えを折に触れて指導する。
- ・ いじめに至った原因や背景を確認し、学びへの支援をする。
- ・ 家庭に対し、指導の結果を報告するとともに家庭での様子を確認し、支援・助言を行う。

③ 学級全体への対応

- ・ いじめに関する取組を行い、次の点を指導する。
 - いじめは許されないこと
 - いじめをはやしたてる「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめの加害者と同じ立場にいること
- ・ いじめを自分のこととして考えるよう、学級活動などを通して指導する。

④ 他校に関係生徒（加害生徒・被害生徒のどちらの場合も）がいたときの対応

- ・ 関係校の管理職及び生徒指導担当者において、対応・指導に関する共通認識を図った上で、各学校の「いじめ防止基本方針」に沿いながら当該生徒への指導・支援を行う。
- ・ 各校での経過観察等の状況の情報交換を継続的に行う。

⑤ 「いじめ解消」の判断

- ・ いじめが解消したかどうかは、被害者生徒ならびに保護者への面談を行い、次の2点により判断する。

- いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続している。
 - 被害者生徒が心身の苦痛を受けていない。

※ 上記の「いじめが解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) 重大事態への対応

① 重大事態

- ・重大事態の疑いが生じた段階で対応・調査する。
 - 生徒の生命に関わる事案、発生がうかがわれる事態が確認された場合
 - 生徒にPTSDや精神疾患の発生及び懸念が具体化した場合
 - 生徒の身体に重大な障害があった場合
 - 生徒が金銭・物品を奪い取られた場合
 - 一定期間連続して欠席している場合（状況により判断）
 - 生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあった場合

② 報告

- ・重大事態が発生した場合、校長は教育委員会に迅速に報告する。

③ 調査

- ・教育委員会の支援・指示を受けて、SC、SSWの専門的知識を有する者の他、第三者に参加を依頼し、調査委員会を設置する。
- ・生徒、保護者、関係教職員を対象に調査をして、事実関係を可能な限り明確にし、調査委員会に報告する。その際、被害生徒の学校復帰が妨げられないようとする。
- ・被害生徒、保護者に対して、学校として説明責任があることを自覚し、調査組織の構成等を説明するとともに真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律などを踏まえた上で情報提供を行う。
- ・これ以外のいじめ重大事態は、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂）に基づいて対応する。